

奈良県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和二年七月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字今西八六、一〇一から一〇三まで、一〇四の一、一〇四の二、一一八、一二二、一二六の一、一二六の二、一二七から一二九まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一から一三四まで、一三五の一、一三五の二、一三六の一、一三六の二、一三七の一、一三七の二、一三八、一三九、九一八、九一九、九三八、一〇八八、一一九・一二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字今西八六・一〇二・一〇三・一一八・一二一・一二六の一・一二七・一二九・一三〇の二・一三一から一三四まで・一三五の一・九一九・九三八・一〇八八（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県水循環・森林・景観環境部森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）